

社会福祉法人大塚福祉協会

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大塚福祉協会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう評議員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬)

第3条 評議員等の報酬は無報酬とする。ただし監事が行う監事監査の報酬は、日額5,000円とし、源泉徴収税額表に基づき税額を控除した金額を支払うこととする。

付 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。